

機器並に技術を注入せねばならぬのであるが、帝國政府としては本事業の趣意並に效果に鑑み資金、資材、技術等各方面に亘り積極的に參畫協力し以てその達成を期すべく決意した次第である。本事業遂行のためには今後幾多困難なる事情が豫想せられるのであるが、これが完遂のためには日滿兩國益、その連繫を強化すると共に、關係各方面の深き理解と眞摯なる協力を切望する次第である。本計畫の實施により日滿を通ずる食糧の自給態勢は更に強化せらるゝこととなるのであつて決戦下沟に御同慶に堪へない。本計畫を積極的に提案せられたる滿洲國の好意に對しては茲に深甚の謝意を表する次第である。

大藏省の結婚出生保險並に修學保險

要綱の發表

大藏省に於いては昭和十八年九月、結婚出生保險並に修學保險に關する兩要綱を發表、保險會等にその實施を勧奨したが、單に國民財政増強の爲のみならず、人口政策的見地からもその趣旨内容には關心せらるゝところ極めて大きい。兩要綱の内容を擷ぐれば以下の如くである。

結婚出生保險要綱

第一、方針

大東亜共榮圈の中核たる皇國の責務を完遂せんが爲には我が國人的資源の擴充を圖るの要あり、之が方途として此の際結婚の時期を早め出生を増加せしむる施策を講ずること亦喫緊の要事と謂はざるべからず。仍

て保險の物質を活用し人口増殖の基幹たる結婚及出生を積極的に獎勵し併せて國民財政增强の要請に資せんが爲左記要領に依る新種保險を創設實施せんとする。

第二、要領

本保險は主として父兄が其の子女の爲に子女を被保險者として保險に附するものにして、子女が一定年齢迄に結婚したるとき結婚と同時に結婚給付を、爾後保険期間満了迄の間に於て出生の實を擧げる毎に出生給付を爲す仕組とす。尙結婚前の死亡に對しても既拂込保険料に一定割合の利息を附して返還し、又満期の際に於ける生存子女數に比例して利益金の分配を行ふ等の考慮を爲せり。

第三、内容

(一) 被保險者の範囲及選擇

内地在住の内地人にして、男子に在りては零歳より廿五歳、女子に在りては零歳より廿一歳迄とし診査を行はず。

(二) 保險給付

(1) 結婚給付 (ア) 特定年齢 (男子に在りては廿六歳、女子に在りては廿二歳以下同じ) 遂に結婚したるときは結婚給付を爲し (ロ) 特定年齢に達したるも未婚のときは該保險契約は満了とし既拂込保險料のみを支拂ふ。

(2) 出生給付 結婚したる者にして、満期年齢(男

子に在りては卅六歳、女子に在りては卅二歳以下同じ)に達する迄に子女を出生したるときは、其の都度結婚給付金額の二割に相當する金額を支拂ふ。

(3) 死亡給付 特定年齢前の未婚者の死亡に對しては、既拂込保險料に年三分五厘の複利を附したる金額を支拂ふ。

(三) 保險金額の單位

保險契約一件に付結婚給付の金額単位を五百圓とす。

(四) 保險料の拂込期間

保險料の拂込期間は被保險者の加入年齢に依り適宜之を定むるものとす。

(五) 利益又は剩餘金の分配

利益又は剩餘金は満期年齢に達したる者に對し、満期年齢時に於ける生存子女の數に準じ分配するものとす。

(六) 特定年齢及満期年齢の延長

入營、應召、其の他公務に服したるに因り、結婚又は結婚したるも同居する能はざる者に對し公の證明あるときは、特定年齢及満期年齢又は満期年齢を、結婚又は同居する能はざる期間に相當する期間を、延長するものとす。

(備考)

(1) 孫子及私生子は本保險の取扱に付ては嫡出子たる身分を取得したるとき出生したるものと看做すこと。

(2) 本保險の加入者が再婚したる場合に於て結婚給付金を重複して受領し得ざること。但し再婚後の出生に依て出生給付を受くるを得ること。

す。但し保険料拂込期間中乙の死亡せるとときは継続の保険料を免除するものとす。

(六) 經理及利益又は剩餘金の分配

本保險は他の保險と區別し特別に計算し、利益又は剩餘金は甲の修學期間満了迄甲乙共生存せる契約に對し契約保險金額に比例し分配するものとす。

別紙

一、中等學校とは、中等學校令に依る中等學校、師範教育令に依る師範學校豫科、高等學校令に依る高等學校等常科、盲學校及聾啞學校令に依る盲學校及聾啞學校の中等部、學習院學制に依る學習院中等科、女子學習院學制に依る女子學習院中等科、陸軍幼年學校令に依る幼年學校並に此等の諸學校に準ずる學校を謂ふ。

二、高等專門學校とは、師範教育令に依る師範學校本科及高等師範學校、高等學校令に依る高等學校高等科、大學令に依る大學豫科、專門學校令に依る専門學校、學習院學制に依る學習院高等科、女子學習院令に依る女子學習院高等科、海軍兵學校令に依る海軍兵學校並に此等の諸學校に準ずる學校を謂ふ。

三、大學とは大學令に依る大學、陸軍大學校令に依る陸軍大學並に此等の學校に準ずる學校を謂ふ。

修學保險保険料見込表

(一) 中等學校の修學(第一類)

子女—父兄 二歳 二五 三〇 三五 四〇 四五
等 加入 円 円 円 円 円 円
○歳加入 二六三 二五九 二七〇 二七〇 二七〇 二七〇

三 ク 五六一 八八一 八八七 二〇・三 二三六 二七三

(備考) 括弧内は保険金千圓に對する割合なり。

子女—父兄	三歳	二五	三〇	三五	四〇	四五	五一	三・〇	二・九	二・七	二・五	二・三	二・一	一・九	一・七	一・五	一・三	一・一	一・〇
子女—父兄	四歳	二五	三〇	三五	四〇	四五	五一	三・一	二・九	二・七	二・五	二・三	二・一	一・九	一・七	一・五	一・三	一・一	一・〇
子女—父兄	五歳	二五	三〇	三五	四〇	四五	五一	三・一	二・九	二・七	二・五	二・三	二・一	一・九	一・七	一・五	一・三	一・一	一・〇
子女—父兄	六歳	二五	三〇	三五	四〇	四五	五一	三・一	二・九	二・七	二・五	二・三	二・一	一・九	一・七	一・五	一・三	一・一	一・〇
子女—父兄	七歳	二五	三〇	三五	四〇	四五	五一	三・一	二・九	二・七	二・五	二・三	二・一	一・九	一・七	一・五	一・三	一・一	一・〇

子女—父兄	三歳	二五	三〇	三五	四〇	四五	五一	三・一	二・九	二・七	二・五	二・三	二・一	一・九	一・七	一・五	一・三	一・一	一・〇
子女—父兄	四歳	二五	三〇	三五	四〇	四五	五一	三・一	二・九	二・七	二・五	二・三	二・一	一・九	一・七	一・五	一・三	一・一	一・〇
子女—父兄	五歳	二五	三〇	三五	四〇	四五	五一	三・一	二・九	二・七	二・五	二・三	二・一	一・九	一・七	一・五	一・三	一・一	一・〇
子女—父兄	六歳	二五	三〇	三五	四〇	四五	五一	三・一	二・九	二・七	二・五	二・三	二・一	一・九	一・七	一・五	一・三	一・一	一・〇
子女—父兄	七歳	二五	三〇	三五	四〇	四五	五一	三・一	二・九	二・七	二・五	二・三	二・一	一・九	一・七	一・五	一・三	一・一	一・〇

臺灣同胞に對する徵兵制施行の決定

第三卷第六號本欄既報の如くであるが、今回更に臺灣同胞に對しても徵兵制を施行する旨昭和十八年九月二十三日閣議に於いて正式決定をみ同日情報局より左の如く發表せられた。

情報局發表

本日の閣議において「臺灣同胞に對し徵兵制を施行し昭和廿年度よりこれを徵集し得る如く準備を進むること」に關し決定を見たり。

大東亞會議の開催並に大東亞共同宣言の探擇

大東亞共榮圈の大理想を象徴し、東亞の歴史に一轉機を劃すべき大東亞會議は昭和十八年十一月五日東京都永田町帝國議事堂に於いて開催せられ、日本國、中國、華民國、タイ國、滿洲國、フィリピン共和國、ビルマ國の五箇國代表相會し、獨立親和による共存共榮の理想を名實ともに明徴し大東亞戰爭の目的と成果とを全世界に向つて宣明するに到つたが、翌六日には日本代表東條首相の提案による大東亞宣言を滿場一致を以て可決、共存共榮、獨立親和、文化昂揚、經濟繁榮、世界進貢獻の五原則を明らかにするに到つた。大東亞會議事務局發表の右宣言を掲ぐれば左の如くである。